

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

兄の事故保険金を騙し取られました…

Q

30歳、男性です。昨年、兄(35歳)が歩行中に車にひかれ、亡くなりました。私たちは2人兄弟で兄は独身だし、両親はすでにないので、相続人は私一人でした。遺産は少しだけでしたが、事故の保険金として、まとまった金額が、事故の加害者が加入していた保険会社から入る予定でした。

なんでも、以前保険会社に勤めていたが、交渉にはコツがあり、素人がやると簡単に値切られてしまうというのです。私はAに任せる旨保険会社に連絡をし、Aは時々交渉過程を知らせてくれました。しかし、しばらくするとぼったり連絡が途絶え、彼女に言う「と狼狽し、彼女もAとは連絡が取れなくなっていると言っています」。

を私の口座宛てに振り込んだと言っています。聞いたこともない銀行でした。その銀行に行って洗いざらい事情を話したところ、振込みの翌日、ほぼ全額が払い出されていたのです。彼女を問い詰めると、泣いて謝り、実は兄はサラ金の借金などを抱えていて競馬が好きだし、金に困ってお金を使い込んだかもしれないと言っています。



大変な目に遭いましたね。金額も大きいし、なんとかして取り戻す方法を考えないといけませんね。

お話を整理すると、Aは、相談者本人になりすまして相談者名義の預金口座を開設し、保険金を振り込ませたうえ、相談者になり済まして払い出しを受けたというわけです。つまりは計画的な詐欺であり、民事上は故意の不法行為を構成するので、Aから全額取り戻すことができます。

しかしこれはあくまで理論上の話であり、現実には、Aの居場所が分かるところで、取り戻すのは難しいでしょう。無い袖は振れぬ、お金のないことほど強いことはない。世間の人は、それほど多額の金を一気に使えるはずはない、貯蓄しているとか隠しているとか、疑います

厳しくなっていて、新規口座の開設には厳密な本人確認が必要ですが、銀行はどうしたのでしようか。また、そんなに多額の現金を窓口で一度に払い戻すこともしてはいけませんし、その際本人確認がなされなかったからこそこんな事態になったのです。つまり銀行には過失があり、それは民事上の不法行為を構成するので、弁護士に頼んで銀行と交渉してもらい、それでだめなら訴訟を起こすという手があります。

す。しかし保険会社は、相談者自身が代理人と指定したAの言う通りに払ったことになって支払いを無事に完了し、二重払いの危険はないので、実際の被害額はありませぬ。刑事と民事は時々、乖離するのですね。もし万一保険会社が被害届を出してくれ、刑事事件として立件できたとしても、Aからお金を取り戻すのが難しいのは先に述べたのと同じことです。

計画的な詐欺で、理論上は取り戻すことができます。銀行、もしくは保険会社と交渉する必要があります。

A

現実にお金を取り戻せるとしたら、相手はAではなく銀行です。昨今は犯罪対策上規制が

その場合の被害者は、相談者ではありません。相談者のお金は騙し取られていない、つまり詐欺の被害者は、保険会社なので

蛇足ながら、Aがこうした交渉を業としてやっていたとしたら、非弁活動として犯罪となります(弁護士法違反)。そもそも弁護士以外の者に交渉事を依頼するのはよほど気をつけたいですね。